

愛知県立病院未収金回収業務委託 企画提案 募集要領

1 趣旨

本業務は、愛知県立病院（以下「病院」という。）において回収が滞っている患者負担金の回収を債権回収のノウハウや実績を有する事業者へ委託することにより、未収金の円滑かつ効率的な回収を実現することを目的とする。

本要領は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案に委ねるものとして、本業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

愛知県立病院未収金回収業務委託

(2) 業務内容

別添「愛知県立病院未収金回収業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から 2029 年 9 月 30 日まで（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

なお、2027 年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士であって、同法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は弁護士法第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であり、同法第 57 条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の応募受付期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 次の届出を行っていること又は行う義務のないこと。

ア 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出

イ 雇用保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約保証金

愛知県病院事業庁財務規程第 115 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 の金額とする。
ただし、契約の相手方が愛知県病院事業庁財務規程第 116 条の各号に該当する場合は、全額免除とする（愛知県財務規則第 129 条の 3 第 6 号による）。

(3) 委託料

委託料は、受託者が本業務の遂行により回収した未収額に対して、成功報酬率を乗じた額（成功報酬）によるものとし、成功報酬率は 33%（消費税及び地方消費税を含む）を超えないこととする。委託料の支払時期、支払方法は、契約で定める。

5 応募方法

(1) 応募書類の作成

別紙「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し提出すること。

(2) 提出期限

2026 年 8 月 24 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

愛知県病院事業庁経営課 経理・施設グループ ※「10 問合せ先」と同じ

(4) 提出方法

持参若しくは郵送による（電子メール及びファクシミリは不可）。

なお、郵送の場合は特定記録郵便等の配達記録が確認できる方法によること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(5) 留意事項

ア 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は企画提案者の負担とする。

イ 企画提案は、1 者につき 1 案とする。なお、提出された企画提案書等の書類は返却しない。

ウ 企画提案の審査は契約の相手方を選定するための手続であり、事業の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議をして実施内容を決定する。

エ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 契約書、企画提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

カ 次のいずれかに該当した場合、企画提案者は失格とする。

（ア）提出書類に重大な不備又は、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

（イ）県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

（ウ）企画提案者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受ける等参加資格をみださなくなった場合

(6) 質問及び回答

応募に関する質問は、任意様式により電子メールで提出すること。なお、受信確認のため、電子メール送信後に質問を提出した旨の電話連絡をすること。ただし、審査に関する質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

2026 年 7 月 24 日(金)から 2026 年 7 月 31 日(金) 午後 5 時まで

イ 提出先(連絡先)

愛知県病院事業庁 経営課 経理・施設グループ

メール byoin-keiei@pref.aichi.lg.jp

電 話 052-954-6308 (ダイヤルイン)

ウ 質問の回答

2026 年 8 月 7 日(金)までに県 Web ページへ掲載する。

6 提案の審査方法・選定等

(1) 審査方法

病院事業庁が別に設置する審査委員会において、Web 会議(オンライン)でプレゼンテーション審査を行い、最も優れている企画提案を提出した提案者を受託候補者として選定する。プレゼンテーションを中止し、別の審査方法による場合は、県から提案者に対し、別途その旨を連絡する。

(2) 審査基準及び配点

最優秀企画提案の選定については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施方針・体制(30 点)

- ・業務実施方針
- ・組織・実施体制
- ・個人情報保護体制
- ・コンプライアンス体制

イ 委託業務に関する事項(35 点)

- ・債務者・連帯保証人への支払案内
- ・居所等の調査業務
- ・支払方法の相談業務
- ・トラブルへの対応
- ・回収金の受入・管理方法
- ・その他の提案

ウ 契約実績(10 点)

エ 見積金額(20 点)

オ 社会的価値の実現に資する取り組み(5 点)

- ・環境に配慮した事業活動
- ・障害者等への就業支援
- ・男女共同参画社会の形成
- ・仕事と生活の調和
- ・その他

(3) プレゼンテーション審査 (Web 会議(オンライン)にて実施)

ア 日程

2026 年 9 月 3 日(木) 午後 2 時から

イ 実施方法

1 者あたり 15 分間程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

ウ 結果の通知

審査結果は、最優秀企画提案者及び落選者ともに電子メールで通知する。

エ その他

(ア) 審査委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せには応じない。

(イ) プレゼンテーション審査を受審するために係る費用は企画提案者の負担とする。

(ウ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行い、追加資料の使用は認めない。また、企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は、一切認めない。

(エ) プレゼンテーション審査に参加しない者（指定した時間に遅刻した場合を含む。）については、企画提案を取り下げたものとみなす。

(オ) 日程および Web 会議の詳細については、応募者へ別途通知する。

(4) 契約

受託候補者と交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

7 個人情報の保護

提案者の事業者名、住所等の個人情報は、愛知県において厳重に管理し、本公募以外の目的には、使用しない。

8 特記事項等

この契約による業務を実施するために個人情報を取扱うに当たっては、愛知県が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 スケジュール（予定）

2026 年 7 月 24 日（金）	公募開始
2026 年 7 月 31 日（金）午後 5 時	質問の提出期限
2026 年 8 月 7 日（金）頃	質問に対する回答
2026 年 8 月 24 日（月）午後 5 時	企画提案書提出期限
2026 年 9 月 3 日（木）	プレゼンテーション審査
2026 年 9 月上旬	審査結果通知
2026 年 9 月下旬	委託契約締結

10 問合せ先

愛知県病院事業庁経営課 経理・施設グループ

住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県自治センター 3 階）

電 話 052-954-6308（ダイヤルイン）

メール byoin-keiei@pref.aichi.lg.jp